

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 調査・検討について

答 申 及び 調査・検討結果報告

令和2年3月17日

岐阜県議会活性化改革検討委員会

# 岐阜県議会の活性化改革に関する 答申 及び 調査・検討結果報告

令和元年6月12日、議長より議会活性化改革検討委員会に諮問のあった、政策提言・立案機能強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上を目指した改革に関する調査・検討のうち、既に中間答申を行った「タブレット端末の活用について」を除く検討課題について、一定の結論に達したため、当委員会の答申及び調査・検討結果報告として提出する。

## I 本委員会設置の経緯

民意結集の場である議会が、積極的に政策を執行部に提案し、政策の実現とその執行の監視を通じて県民の負託に応えるため、議員自らの政策提言・立案機能を強化するとともに、議会のチェック機能を十分に果たしていくため、議会審議の活性化に取り組むこと、さらに、議会活動を県民の皆様に理解いただくため議会活動の透明性向上に取り組むことが議会の重要な課題となっていることから、これらの課題について調査・検討を進めるため、本委員会は議長の諮問機関として、平成19年5月8日に発足した。

## II これまでの諮問および調査・検討の状況

### ○平成19～21年度

- ・ H19. 5. 8 議長から諮問
- ・ H19. 7. 3 中間答申：「政務調査費のあり方について」
- ・ H19. 12. 10 中間答申：「応招旅費等費用弁償のあり方について」
- ・ H20. 3. 17 平成19年度調査・検討結果 中間とりまとめ報告
- ・ H20. 7. 9 継続検討課題（一問一答方式等の導入ほか）に関する再諮問
- ・ H21. 3. 26 継続検討課題に関するとりまとめ報告
- ・ H21. 9. 17 継続検討課題（インターネットによる本会議中継）に関する再諮問
- ・ H21. 12. 14 答申：「インターネットによる本会議中継について」

### ○平成23年度

- ・ H23. 6. 21 議長から諮問
- ・ H23. 12. 15 中間答申：「政務調査費のあり方について」「費用弁償のあり方について」
- ・ H24. 2. 24 中間答申：「政務調査費の使途基準について」
- ・ H24. 3. 22 答申：「一問一答方式の導入、対面方式での質疑の導入の可能性について」ほか5項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成25年度

- ・ H25. 6. 11 議長から諮問
- ・ H25. 12. 3 中間答申：「インターネットによる本会議のライブ中継の実施について」「本会議における議案への賛否状況の公表について」
- ・ H26. 3. 18 答申：「特別委員会のあり方について」ほか2項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成27年度

- ・ H27. 6. 24 議長から諮問
- ・ H27. 12. 21 中間答申：「議員提案条例の運用状況について」「決算審議の充実について」「議会運営委員会及び特別委員会議事録のインターネット公開について」
- ・ H28. 3. 24 答申：「参考人招致の積極的活用について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

## ○平成29年度

- ・ H29. 6. 21 議長から諮問
- ・ H29. 12. 14 中間答申：「議案及び説明資料、議案説明会議事概要のインターネット公開について」「本会議インターネット中継のタブレット、スマートフォン対応について」「本会議中継における手話通訳等への対応について」「政務活動費の用途のインターネット公開について」
- ・ H30. 3. 22 答申：「常任委員会の開催日程の変更について」ほか1項目  
調査・検討結果取りまとめ報告

### Ⅲ 令和元年度における審議経過

	委員会開催日	審議内容
1	R 1. 6. 12 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・正副委員長互選</li> <li>・議長から諮問</li> <li>・運営方針の決定</li> </ul>
2	R 1. 9. 19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討</li> </ul>
3	R 1. 12. 18 (水)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間答申案（タブレット端末の活用について）の検討</li> <li>・議会活性化に関する調査・検討項目についての検討</li> <li>・今後の進め方についての検討</li> </ul>
4	R 1. 12. 19 (木)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中間答申</li> </ul>
5	R 2. 2. 25 (火)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・答申案（「議会だよりの充実」、「常任委員会の録画映像のインターネット配信」、「議会中継画面での資料閲覧」、「決算審査の充実」、「常任委員会の分割開催の検証」、「請願者の意見陳述」）の検討及び調査・検討結果報告案（「住民と関わる機会、大学等への議員派遣」、「傍聴制度の改善」）の検討</li> </ul>

# 目 次

<b>答 申</b>	(頁)
1. 議会だよりの充実について .....	5
2. 常任委員会の録画映像のインターネット配信について .....	6
3. 議会中継画面での資料閲覧について .....	7
4. 決算審査の充実について .....	8
5. 常任委員会の分割開催の検証について .....	9
6. 請願者の意見陳述について .....	10

<b>報 告</b>	
○住民と関わる機会について、大学等への議員派遣について .....	11
○傍聴制度の改善について .....	12

## 【参考資料】

○中間答申(令和元年12月19日) タブレット端末の活用について .....	15
○議会活性化改革検討委員会 委員名簿 .....	17
○議会活性化改革検討委員会 設置要綱 .....	18
○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問) .....	19

## 答 申

### ■議会だよりの充実について

当県議会では、本会議での議案の審議結果や一般質問の内容及び質問に対する答弁の内容、また委員会に関しては、常任委員会での付託案件の審議状況のほか、特別委員会での議論や、委員会視察の様子などについて、県民に広く伝えることを目的に、平成27年8月から毎定例会ごとに「岐阜県議会だより」を発行している。

「岐阜県議会だより」の制作にあたっては、県議会の活動状況を分かりやすく伝えられるよう、広報委員会を設置し、毎回、紙面構成を検討しながら進めてきたが、初回発行から4年経過したことから、更なる内容の充実を図り、多くの県民に読んでもらえるよう、その内容等について再検討する必要があるのではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**県議会の活動状況を分かりやすく伝え、県民にとってより有用な情報が得られる「岐阜県議会だより」となるよう、広報委員会において、引き続き内容の充実及び読者数の増加に向けた検討を行うべきである。**

#### ① 実施方法

- ・ 県政モニターや議会傍聴者、議会ホームページ閲覧者等を対象に、「岐阜県議会だより」に対する感想、求める情報や話題の内容、意見等を募集するアンケートや意見聴取を実施する。
- ・ アンケート結果を参考に、県民が求める情報を提供できるような紙面構成及び内容の充実（県民生活に直結する時事問題のトピックス等の掲載など）を図り、読者数の増加に向けた検討を行いながら「岐阜県議会だより」を制作する。

#### ② 実施時期

- ・ 早期に実施することが適当である。

#### 【参考】議会だより充実に向けた工夫や取組み（R元.8月 岐阜県調査）

- ・ 県政モニター制度や県政世論調査を活用して、意見等を募集
- ・ 大学生・高校生に議会を傍聴してもらい、インタビューを掲載
- ・ 高校生が身近に感じられる話題を取り入れ、高校単位で配布
- ・ 若者向け傍聴案内ポスターと制作者のコメントを掲載 など

## 答 申

### ■ 常任委員会の録画映像のインターネット配信について

当県議会では、議会情報を広くかつ迅速に提供するため、平成22年第2回臨時会以降、本会議の録画中継を、平成26年第3回定例会以降は本会議のライブ中継をインターネットにより配信し、また平成30年度からはタブレット、スマートフォンによる視聴を可能とし、広く県民が視聴できるようにしている。

一方、常任委員会については、インターネット映像配信に必要な設備や委員会室の状態が整っていないことなどにより、インターネットでの映像配信は実施していない。

このため、常任委員会での議論の公開については、議事録の公開や、委員会室内での傍聴及び議会棟ロビーにおけるモニター視聴といった傍聴制度の整備により対応している。

しかし、議案を実質的に審議する常任委員会での議論を県民に公開することは重要なことであり、近年、社会的にも求められている情報公開による議会活動の透明性の向上、開かれた議会、県民の議会への関心の向上などを進めるために、常任委員会の録画映像をインターネットで配信することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**県民へ議会情報を広く迅速に提供するため、また、議会活動の一層の透明性の向上、県民の議会への関心の向上のため、常任委員会の録画映像をインターネットにより配信すべきである。**

#### ①実施方法

- ・各常任委員会の録画映像をインターネットにより配信する。
- ・現在建設が進められている新議会棟の仕様検討の際に、常任委員会の映像のインターネット配信に必要な設備仕様についてもあわせて検討を行う。

#### ②実施時期

- ・委員会室の設備を整える必要があることから、新議会棟が稼働する予定である令和4年度中に実施することが適当である。

【参考】全国の都道府県における常任委員会録画映像のインターネット配信状況  
(R元.7月 愛媛県調査)

○配信している : 13団体      ○配信していない : 34団体

## 答 申

### ■議会中継画面での資料閲覧について

岐阜県議会本会議のインターネット中継については、平成21年12月の議会活性化改革検討委員会の答申を踏まえ、平成22年度からインターネットによる録画中継を開始し、また、平成30年第3回定例会からは議案をインターネットで閲覧できるよう情報提供体制を整備している。

現在整えているインターネット中継画面では、映像を見ることはできるが、そこで行われている議論に関係する議案等の資料を同時に閲覧することができず、閲覧者が自身で検索する必要がある。

このため、より一層の議会活動の透明性向上を目指し、議会での議論をより理解しやすい環境とすることが必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである

#### 検討結果:

**本会議の中継映像を視聴する画面に議案を閲覧する画面へのリンクを設定するなどして、閲覧者の利便性を高め、使いやすい構成となるよう、検討すべきである。**

#### ①実施方法

- ・現在運用している議会中継画面から、議案等の資料を確認できるページへ容易に遷移して同時に閲覧できるよう、リンク設定などの工夫をする。

#### ②実施時期

- ・早期に実施することが適当である。



## 答 申

### ■ 決算審査の充実について

決算審査の充実については、平成27年度の当委員会の答申を受けて、8人から16人への委員の増員、2班体制での実施（平成29年度からは小委員会制）、審議結果を次年度予算に反映させるための開催時期の前倒しなどの改革を行ってきた。

また、平成29年度の当委員会の報告を受けては、決算審査資料の記載について、一部見直しを行うとともに、審議結果の取りまとめとして、決算の概要、採決の結果及び審議の過程における質疑について、決算特別委員会委員長報告として、本会議において報告するのみであったものを、委員会で出された意見を取りまとめ、その主なものを委員長報告に盛り込み、あわせて報告することとした。

現在はこのような取組みを行っているが、この他にも決算審査を充実する取組みができないかという観点から、また、平成29年度には「委員会等としての意見等の提出の実施の是非については、引き続き検討することとする」との報告もあったことから、この観点からも、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**決算特別委員会で出された意見について、議案説明会や常任委員会等における議論・審議等の際に参考として活用できるよう、議員全員で共有できるようにすべきである。**

#### ①実施方法

- ・決算特別委員会で出された意見を取りまとめ、決算特別委員会において提示する。
- ・とりまとめた意見のうち、主なものについて、決算特別委員会委員長報告に盛り込み、本会議において報告する。
- ・とりまとめた意見は、適宜、全議員に配付する。

#### ②実施時期

- ・令和2年度中に実施することが適当である。

〔令和元年度に実施した平成30年度決算審査の際に出された意見については、すでにとりまとめられているので、令和2年度早期での情報共有は可能である。〕

## 答 申

### ■ 常任委員会の分割開催の検証について

常任委員会の分割開催については、平成30年3月の議会活性化改革検討委員会による答申を踏まえて、同一日程での開催を見直し、平成30年第3回定例会（平成30年6月）より、6つの常任委員会を2つのグループに分割して、同日の午前及び午後にそれぞれお開催するよう見直しを行ったところである。

この見直しは、同一時刻での開催を避けることにより、各議員が自身の所属しない常任委員会における審議事項やその議論等を傍聴・視聴し、所属以外の委員会の所管事項についても理解を深め、広く現在の県政や県の施策を把握できるような機会を確保するために実施することとしたものであるが、その効果について検証を行うべきではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**常任委員会の分割開催については、取組みを始めてからまだ2年に満たないこと、また、この取組みは、広く県政、県の施策を把握し、所属以外の委員会の所管事項についても理解を深められる機会を確保するために実施することとしたものであるため、当分の間、継続すべきである。**

#### ①実施方法

- ・当面はこれまでどおり、午前及び午後に分割して常任委員会を開催する。
- ・議員が傍聴の可否を判断できるよう、各常任委員会における審議項目等を事前に把握できる方法を検討する。

【参考】全国の都道府県議会における常任委員会の分割開催の実施状況  
(R元.7月 愛媛県調査)

○全ての常任委員会を同日、同時刻に開催	：	31 団体
○複数に分けて別日、同時刻に開催	：	14 団体
○複数に分けて同日、別時刻に開催	：	2 団体

【参考】本県議会議員対象のアンケート調査結果（回答数：40人）（R元.11月）

○分割開催実施以降、委員会を傍聴したと回答した議員	：	18 人
○分割開催の効果があったと回答した議員	：	12 人
○分割開催の効果はなかったと回答した議員	：	18 人
○今後も分割開催を継続すべきと回答した議員	：	19 人
○今後は同時開催に戻すと回答した議員	：	12 人

## 答 申

### ■ 請願者の意見陳述について

岐阜県議会会議規則第93条第1項には、請願の紹介議員は、議会又は委員会から要求があったときは、その請願について、議会又は委員会において説明しなければならない、また第2項では、議会又は委員会の承認を得たときは、説明をすることができる旨規定されている。現在においては、請願者が議会または委員会において意見を陳述できる制度はなく、あくまでも紹介議員による説明が制度化されているのみである。

しかし現在は、複数の常任委員会が同時刻に開催されており、紹介議員が説明をすることが不可能となることが想定できる。また、請願者が自身の考えを直接委員に伝えたいとの思いから、陳述を希望することも十分に考えられる。

そこで、願意についてはもちろん、請願を提出するに至った背景や経緯などについて説明を受け、請願者の意を十分把握したうえで、より充実した審議ができるよう、請願者に対して意見陳述の機会を与えるべきではないかとの観点から、調査・検討を行ってきた。

そこでは、現在、特段の支障は生じていないこと、請願の趣旨、理由等については紹介議員及び議会事務局において確認がされていること、必要であれば委員会条例第17条に規定する参考人招致制度により対応が可能であることから、現時点では請願者に対して意見陳述の機会を与える新たな制度を創設する必要はないとの結論に至った。

よって、以下のとおり報告する。

#### 検討結果:

請願者による意見陳述の制度の創設は、現在までの審議において特段の支障が生じておらず、また、請願の願意等その内容は、紹介議員が責任をもって確認すべきものであり、また、議会事務局における受理の際にも確認がなされていることから、現時点では必要性はない。

それでもなお、請願を審議する常任委員会において、直接請願者からの意見陳述を得たうえでの審議が必要と判断した場合は、参考人招致制度により請願者の意見を聞くことが可能であるため、当面は新たな制度の創設は不要である。

## 報 告

### ■住民と関わる機会について

### ■大学等への議員派遣について

県議会の活動については、国会のように連日メディアで大きく取り上げられるわけではなく、市町村議会ほど住民の生活に直結する施策も多くないため、県民からは分かりにくいというイメージを持たれているようである。

こうした状況の中、県議会では、一般質問の質問と答弁の対応が分かりやすくなる分割質問を取り入れるなど、県議会での議論が分かりやすくなるよう工夫してきたが、さらに、県民と議会との距離を縮め、県民に身近に感じてもらえる開かれた議会づくりに向け、議会活動の透明性の向上を目指して、住民と関わる機会を設けることや、大学等へ議員を派遣して、将来を担う学生や子どもたちに県議会の仕組みや役割、具体的な活動内容等について紹介するなど、県議会に関心を持ってもらうための取組みについて検討することが必要ではないかとの観点から調査・検討を行った。

しかし、住民と関わる機会を設ける場合、特定の県民の意見のみを聞くことになってしまうのではないかとの懸念や、大学等への議員の派遣については、派遣される議員の主観が入り込むことを極力排除する必要があることなどから、これらを実施することの是非についての結論には至らなかった。

よって、以下のとおり報告する。

#### 検討結果:

住民との関わり方や県議会に対する意見の聴取の手段、大学等への議員派遣など開かれた県議会を推進する取組みには様々な方策が考えられることから、他団体等の動向等を注視しながら、引き続き調査・研究を進めることとする。

### ■傍聴制度の改善について

本県議会では、平成25年度の議会活性化改革検討委員会の答申を踏まえて、各委員会の傍聴の「許可制」を見直して、本会議及び委員会ともに「受付制」とし、開かれた議会を目指している。しかし、氏名及び住所の記載は引き続き求めており、これが傍聴希望者の心理的負担となっている可能性もあるため、県民と議会の距離を縮め、広く県民に議会活動について理解してもらうためには、氏名・住所の記載を廃止してもっと気軽に議会の傍聴できる制度とすることが一つの方法として考えられる。

また、岐阜県議会傍聴規則第12項では、録音機、写真機、映写機その他これらに類する物を携帯している者の傍聴席への入場を禁止し、第14条において、傍聴席において写真、映画等を撮影し、又は録音等をしようとするときは、あらかじめ議長の許可を受けなければならないと定めている。

しかし、近年では誰もが写真や動画等を撮影して学習の材料としたり、自身の活動の記録とすることが可能であり、議会傍聴において、許可を要することなく写真や動画等の撮影を可能とすることは、県民に県議会をよく理解してもらう一助になると考えられる。

また、本会議の傍聴人には、議事日程や提出議案のタイトル、一般質問の日には発言通告書記載事項一覧表を配付しているが、議会での議論をきちんと理解してもらうには、議案そのものや、各委員会で配付しているような、議案の内容が詳細に分かる資料を提供することが必要ではないかと思われる。

そこで、議会活動の透明性向上を目指した改革に関することとして、上記のような観点から、調査・検討を行った。

傍聴に関する手続きの規定は、議会内の秩序維持のために必要と認められるものとして、地方自治法制定時に当時の社会情勢を考慮して定められたものと考えられるが、傍聴人名簿の作成や写真撮影等の禁止が現代の社会情勢に合致しているか、傍聴人名簿作成や撮影の禁止を廃止したとしても議会の秩序が維持できるのかどうかなど、非常に広範かつ慎重な検討が必要であり、他県の状況も踏まえながら引き続き調査・検討することが適当であるとの結論に至った。

また、傍聴人への資料提供については、議会での議論の内容に対する理解を助けるものであるが、議案そのものはその量が膨大に及び、同じものを傍聴者全員に配付することは現実的ではなく、傍聴人に有用なもののみを配付するとしても、資料の選択判断や傍聴者用資料の新たな作成が必要となることも考えられるため、その必要性及び提供する資料の範囲等について、引き続き調査・検討することが適当であるとの結論に至った。

よって、以下のとおり報告する。

**検討結果:**

傍聴人名簿の作成(傍聴人の氏名・住所の記載)及び議場・委員会室での写真撮影、録音、動画撮影等については、議会の秩序維持、社会情勢との整合等を考慮し、引き続き調査・検討することとする。

本会議の傍聴人に対する資料の提供については、望ましいことであるが、その必要性及び提供する資料の範囲等について、引き続き調査・検討することとする。

**【参考】 全国の都道府県における傍聴時の氏名表記の手続きの有無の状況**

(R元.7月 愛媛県調査)

○本会議傍聴時に氏名の記載が必要 : 39 団体

○委員会傍聴時に氏名の記載が必要 : 43 団体

※いずれも、氏名のほか住所の記載を併せて求める団体が多い。

**【参考】 全国の都道府県における写真撮影、動画撮影の許可の状況**

(R元.8月 岐阜県調査)

	本会議	委員会
写真撮影	・許可不要 2 団体	・許可不要 1 団体
	・要事前許可 30 団体	・要事前許可 26 団体
	・許可していない 14 団体	・許可していない 19 団体
動画撮影	・許可不要 2 団体	・許可不要 1 団体
	・要事前許可 27 団体	・要事前許可 23 団体
	・許可していない 17 団体	・許可していない 21 団体

## 【 参 考 資 料 】

○中間答申（令和元年12月19日）

1. タブレット端末の活用について

○議会活性化改革検討委員会 委員名簿

○議会活性化改革検討委員会 設置要綱

○議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

## 中間答申（令和元年12月19日）

### ■タブレット端末の活用について

現在、当県議会では、議案や各種会議資料は紙の印刷物を配付し、議員は多くの紙の印刷物を本会議や委員会に持参し、議論の際には、必要に応じてその多くの印刷物の中から目的の議案や資料、情報を探し出して参照している。また、近年は官民間問わず多くの団体がインターネット上で情報公開していることなどから、議員の調査活動においてもインターネットによる情報収集は、基礎的・基本的な調査手法となっている。さらに、事務連絡、議会活動における日程調整などについても、インターネットを利用したメールなどの手段により、効率的かつ正確に行うことができるようになっている。

このようなことから、全議員に対して議会活動に利用できるタブレット端末を導入することは、議員の政策立案のサポートとなること、議員と執行部、議会事務局との間でスピーディかつスムーズな情報共有が可能となること、さらに、議案や各種資料の電子化により、大量の議案等に係る紙や印刷の経費の節減が可能となり、過去の資料等を含めて大量の議案、議会資料の持ち運びが容易となるとともに、いつでも効率的に検索し確認できることなどが実現できるものと考えられる。

これらのことから、政策提言・立案機能強化を目指すうえで、タブレット端末の活用が必要ではないかとの観点から、調査・検討を行った。

その結果は以下のとおりである。

#### 検討結果：

**政策提言・立案機能の一層の強化を図るため、タブレット端末を導入する方針とし、早期の導入に向けて具体的な検討を始めるべきである。**

#### ① 実施方法

- ・タブレット端末を導入し、議員及び議会事務局職員に対して端末を貸与する。
- ・導入に向けた検討にあたっては、必要に応じて、試行期間などを設ける。
- ・議案及び各種資料の電子化に向けて、提出元との調整を行うとともに、必要に応じて、紙媒体との併用期間を設ける。
- ・貸与する端末の使用及び本会議場等への持込みに関する基準及び私物タブレット端末等の本会議場等への持込みに関する基準を策定する。
- ・新議会棟建設の際には、タブレット端末の使用状況を踏まえて、議会棟内のネットワーク環境を整備する。
- ・他県等の先進事例を踏まえて、具体的な実施方法を調査・検討するための組織を設置する。



② 実施時期

- ・新議会棟の完成を待つことなく、可能な限り早期に導入することが適当である。

**【参考】全国の都道府県におけるタブレット端末等の活用状況**

(R元.5月 衆議院事務局調査)

○タブレット端末等を議員に貸与	:	6団体
○貸与品又は私物のタブレット端末等を本会議場へ持込み可	:	7団体
○貸与品又は私物のタブレット端末等を委員会室へ持込み可	:	20団体

## 岐阜県議会活性化改革検討委員会委員名簿

役 職	氏 名	所属会派	備 考
委員長	藤 墳 守	自 民	
副委員長	平 岩 正 光	自 民	
委 員	岩 井 豊太郎	自 民	
委 員	玉 田 和 浩	自 民	
委 員	尾 藤 義 昭	自 民	
委 員	森 正 弘	自 民	
委 員	野 島 征 夫	自 民	
委 員	松 岡 正 人	自 民	
委 員	野 村 美 穂	県 民	
委 員	高 木 貴 行	県 民	
委 員	水 野 吉 近	公 明	
委 員	長 屋 光 征	自 民	
委 員	若 井 敦 子	自 民	
委 員	伊 藤 英 生	県 民	
委 員	中 川 裕 子	共 産	

( 1 5 名 )

## 岐阜県議会活性化改革検討委員会設置要綱

### 1 設置及び目的

県議会の政策提言・立案機能の強化、議会審議の活性化及び議会活動の透明性向上の方策等を調査及び検討するため、議長の諮問機関として議会活性化改革検討委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

### 2 構成

委員会の委員は、15人とし、各会派より選出される委員の数は、次のとおりとする。

- |              |     |
|--------------|-----|
| (1) 県政自民クラブ  | 10人 |
| (2) 県民クラブ    | 3人  |
| (3) 岐阜県議会公明党 | 1人  |
| (4) 日本共産党    | 1人  |

### 3 委員会の運営

- (1) 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により決定する。
- (2) 委員会の会議は、委員長が招集し、主宰する。
- (3) 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、副委員長が委員長の職務を行う。
- (4) 委員以外の議員は、オブザーバーとして会議に出席し、委員長の許可を得て発言することができる。
- (5) 委員会の会議において必要があると認めるときは、委員長は委員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。
- (6) 委員会の所管事項を専門的に調査するため、委員会に検討テーマごとに担当主査及び副主査を置くことができる。
- (7) 担当主査及び副主査は、委員長が委員の中から指名する。
- (8) 委員会の会議は公開とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- (9) 委員長は、会議の概要、出席委員の氏名その他必要な事項を記載した記録を作成しなければならない。
- (10) 会議の経過及び結果について外部に発表する必要がある場合は、全て委員長が行う。

### 4 設置期間

委員会の設置期間は、この要綱の施行の日から調査、検討が終了するまでの間とする。

### 5 その他

この要綱に定めるもののほか、委員会の運営等に関し必要な事項は、委員長が会議に諮って定める。

#### 附 則

この要綱は、平成19年5月8日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成20年10月9日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成23年6月14日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成26年12月2日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成27年5月8日から施行する。

令和元年6月12日

岐阜県議会活性化改革検討委員会 委員長 様

岐阜県議会議長 小川 恒雄

### 議会活性化改革に関する調査・検討について(諮問)

議会の活性化改革に関しては、貴委員会における数次の調査・検討を基に、本会議中継への手話通訳の導入、常任委員会の開催時間の見直しなど、具体的な方策が着実に実行されているところである。

一方で、これまでの調査・検討の過程において、改革の必要性が指摘されながらも実現に至っていない課題が残されている。また、議会の活性化改革を進めるにあたっては、情勢の変化に応じ、継続的に検討を重ねていくことが肝要である。

こうしたことから、議会活性化に関する以下の項目について、近年の社会情勢や制度の変化等を踏まえ、改めて調査・検討を行うよう求めるものである。

#### 記

- 1 政策提言・立案機能強化を目指した改革に関すること
  - ・ 県政のチェック機能としての役割向上について
- 2 議会審議の活性化を目指した改革に関すること
  - ・ 請願者の意見陳述について
  - ・ 常任委員会の分割開催の検証について
- 3 議会活動の透明性向上を目指した改革に関すること
  - ・ 県議会活動への関心の向上について
  - ・ 傍聴制度の改善について
  - ・ 議会中継等の充実について